

## 6 重点的に取り組む施策

### 重点施策1 多機能型の居場所づくりの推進

年齢や背景を問わず、誰もが気軽に集い、安心して過ごせる「居場所」に、暮らしの困りごとを相談できる窓口としての役割を付加します。これにより、地域での交流と相談支援の機能をあわせ持つ、多機能型の居場所づくりを推進します。



### 重点施策2 eスポーツによる健康・生きがい・つながりづくり

フレイル予防として導入したeスポーツを、今後は高齢者だけでなく、子ども・若者・障がいのある方など多様な人々の交流を促進させるツールとして位置づけます。既存のサロンや居場所等の活動にeスポーツを取り入れることで、活動の活性化や若い世代や男性など新たな参加者層の開拓、初めてでも参加しやすい雰囲気づくりを図ります。

### 重点施策3 包括的な支援体制の充実（重層的支援体制整備事業）

属性や世代を問わず相談を受け止める「包括的相談支援事業」、多様な社会参加をコーディネートする「参加支援事業」、地域の居場所や交流の場づくりを進める「地域づくり事業」、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の事例に対して、多機関の連携・協働により包括的な支援を提供する「多機関協働事業」、支援につながりにくい人への訪問支援等を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の5つの事業を一体的に実施することで、切れ目のない支援体制の構築をめざします。



関連計画

富士見市重層的支援体制整備事業実施計画

### 重点施策4 成年後見制度の利用促進

認知症の人や身寄りのない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利と財産を守り、その生活を支援するため、第2期富士見市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の普及と適切な活用を通じて、判断能力が十分でない人の権利擁護と生活の安定を図るとともに、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを進めます。

関連計画

第2期富士見市成年後見制度利用促進計画

## 第4次富士見市地域福祉計画（概要版）

令和8年3月

発行：富士見市  
編集：富士見市 健康福祉部 福祉政策課 福祉政策係  
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1  
電話番号 049-252-7102 ファックス 049-255-1395

概要版

# 第4次 富士見市地域福祉計画

第2期富士見市成年後見制度利用促進計画  
富士見市再犯防止推進計画  
富士見市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための  
「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」  
のある地域共生のまちづくり

令和8年3月  
富士見市

## 1 計画策定の趣旨

本市では、第3次富士見市地域福祉計画のもと、多世代の居場所づくりや権利擁護の推進、包括的な支援体制の構築、住民の社会参加や心身の健康づくりなどに重点的に取り組んできました。その結果、全世代型サロンや子ども食堂などの多世代の交流の場が各地で生まれ、成年後見制度等の活用促進や虐待防止の取組が進むとともに、福祉の分野横断的な連携による包括的な支援体制も徐々に整いつつあります。しかし、その一方で、地域活動の担い手の高齢化やコロナ禍の影響による地域活動の停滞に加え、孤独・孤立や「8050問題<sup>1</sup>」、ヤングケアラー<sup>2</sup>など新たに顕在化・深刻化した課題も明らかになっており、依然として対応すべき課題は多く残されています。

こうした社会環境の変化を踏まえ、本市では、第3次富士見市地域福祉計画の取組を継承・発展させる形で、「地域のつながり」「健康で生き生きとした暮らし」「多様な課題に応じた支援体制」「安心・安全な暮らしを支える基盤」を核とした第4次富士見市地域福祉計画を策定しました。

<sup>1</sup>「8050問題」：80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的・精神的に行き詰まってしまう状態のこと。

<sup>2</sup>「ヤングケアラー」：家族の介護や世話を日常的に担うことで、勉強の時間や友人と遊ぶ時間が取れないなど、生活や将来に影響が出ている子どものこと。

## 2 計画の位置づけ

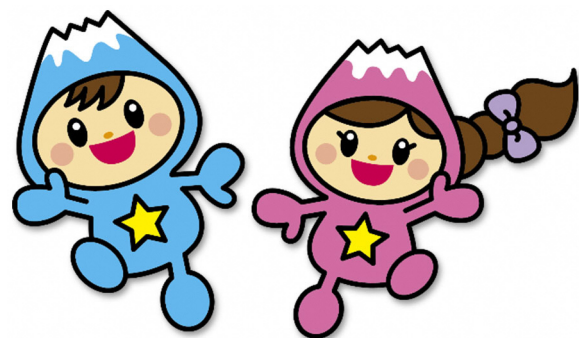
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

また、本市全体のまちづくりの指針である「富士見市総合計画」を上位計画とし、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの福祉分野を横断的に包含する計画として、地域福祉に関する理念や基本的な方向性を示すことを主たる役割としています。

さらに、本計画は、地域共生社会の実現という観点から、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」と一体的に策定しており、富士見市総合計画及び福祉分野の各種個別計画との整合・連携を図りながら推進します。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、地域福祉に関する法制度、社会情勢などに大きな変化があった場合には、必要に応じて内容の見直しを行います。



## 4 施策体系

本計画では、『住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」のある地域共生のまちづくり』を基本理念とし、基本理念の実現に向け、下の図のように4つの基本目標を定め、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

基本理念	基本目標	基本施策
「出会い・ふれあい・支え合い・地域愛」のある地域共生のまちづくり 住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための	<b>基本目標 1</b> 誰もが地域に関心を持ち、つながることで支え合う地域づくり	① 地域福祉活動を支える担い手づくり ② 誰もが気軽に集える場づくり ③ 地域でつながりを活かして支え合う仕組みづくり <b>【重点施策】「多機能型の居場所づくりの推進」</b>
	<b>基本目標 2</b> 誰もが健康で生き生きと自分らしく暮らせる仕組みづくり	① 市民の心身の健康づくりの推進 ② 多様な社会参加の推進 ③ 地域資源にアクセスしやすい環境の整備 <b>【重点施策】「eスポーツによる健康・生きがい・つながりづくり」</b>
	<b>基本目標 3</b> 誰もが多様な課題に応じた支援を受けられる体制づくり	① 包括的な支援体制の充実 <b>【関連計画：富士見市重層的支援体制整備事業実施計画】</b> ② 生活困窮者の自立に向けた支援 ③ 様々な困難を抱える人への支援体制の構築 <b>【関連計画：富士見市再犯防止推進計画】</b> ④ 福祉サービスの提供体制の確保 <b>【重点施策】「重層的支援体制整備事業の実施」</b>
	<b>基本目標 4</b> 誰もが安心・安全に暮らせる基盤づくり	① 防犯・防災対策の仕組みづくり ② 権利擁護体制の充実 <b>【関連計画：第2期富士見市成年後見制度利用促進計画】</b> ③ DV及び虐待防止体制の強化 ④ 安心・安全な住環境の整備 <b>【重点施策】「成年後見制度の利用促進」</b>

## 5 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民、福祉団体、公私の社会福祉や保健・医療・教育分野の関係者等で、ともに考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉のまちづくりと地域福祉の推進を図っています。

本計画においては、民間の立場で地域の多様な主体間の連絡調整と、それらへの支援を行う中心的存在である社会福祉協議会との連携・協働を図りながら計画を推進します。